

事務連絡  
平成29年10月6日

各都道府県 障害福祉主管課 御中

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 企画課

平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の  
請求及び支払等について

平成28年熊本地震に伴い、「平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求及び支払等について」（平成29年3月6日付事務連絡）により、国民健康保健団体連合会における点検結果については、エラーコードの一部を暫定的に「エラー」から「警告」へ変更してきたところであるが、下記のとおり、平成29年9月サービス提供分（10月請求分）までで終了することとし、平成29年10月サービス提供分（11月請求分）から従前のとおりとするので、ご了承のうえ、貴管内市町村に周知願いたい。

記

○「エラー」から「警告」に変更する取扱を継続していたエラーコード

下表の対応については、平成29年9月サービス提供分（10月請求分）までで終了とするのでご了承願いたい。

エラーコード	エラー内容
EN21	資格：利用者負担額②の計算値が不正です
EN24	資格：利用者負担額②の計算値が不正です （多子軽減後の額）
EN25	資格：利用者負担額②の計算値が不正です （都道府県等が定める額）

※1 当該措置は熊本県に限定したものであり、同県以外の都道府県及び市町村においては、点検結果への影響は発生しない。

※2 当該措置により、上記エラーコードに該当するものは熊本県内全市町村で国保連の点検結果がエラーから警告に変更することとなる。なお、通常の審査業務が可能な市町村においては、上記エラーコードについて審査を行い支払いの可否を判断する必要がある。